第四期特定健康診査等実施計画

ＴＳＩホールディングス健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 06 月 24 日

特定健康診査等実施計画　(令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方　【第3期データヘルス計画書　STEP2から自動反映】			
No.1	・被保険者の特定健診受診率が単一健保の中では低い状況が続いており、生活習慣病の早期発見や予備軍に対する注意喚起が漏れてしまっている可能性がある。 ・被扶養者の特定健診受診率が低いまま放置されており、疾病予防対策が行なえない状況にある。	→	被保険者向への受診勧奨策 ・事業主を通じたコラボヘルスによる受診勧奨 被扶養者向への受診率向上策 ・電話による受信勧奨 ・被扶養者用の受診勧奨パンフレット制作、ハガキの送付など
No.2	・被保険者の特定保健指導実施率は向上してきておりコラボヘルスの成果が上がっているが、経年者の減少が今後の課題である。 ・被扶養者に対してはほとんど実施できておらず、生活習慣病のリスクが放置されてしまっている。	→	・被保険者向けには現状のコラボヘルスを継続し、高い実施率の維持に努める。 ・被扶養者向けには、指導への申込受付と実施体制の準備を整えて実施可能な状態を整備すると共に、周知を図る方策を検討する。
No.3	・一人当たり医療費は50代と60代以上が大きく、他の年代では概ね同額である。 ・一人当たり医療費は、50代を除き増加傾向が続いている。	→	・医療費総額の大きい30代と、一人当たり医療費が大きい50代、60代以上を中心に医療費削減のための対策を進める。 ・10代以下は被扶養者が多く直接的な働きかけが難しいため、ポピュレーションアプローチを中心とする。
No.4	・医療費総額は、歯科関連疾患と新型コロナ関連によるものが突出して多い。 ・女性の被保険者の割合が高いため、女性器・妊娠出産・月経障害などの婦人科系疾病の医療費が上位となっている。	→	・既存の感染症予防対策を継続する。 ・女性の健康課題への正しい知識の取得、適切な医療機関へのかかり方などの情報提供をする。
No.5	・男性の肥満該当のうち、リスク保有者は53.7%いる。非肥満でもリスク保有者は37.8%いる。 ・女性では、肥満該当のうちリスク保有者は40.7%いる。非肥満該当者でもリスク保有者は15.4%いる。	→	・特定健診結果の分析を定期的に行ない、肥満該当者およびリスク保有者の把握を行なう。 ・肥満やリスク程度に応じた予防策、リスク低減の策を講じる。 ・非肥満であってもリスク保有者には、受診勧奨、治療・服薬の中断防止策を講じる。
No.6	・後発医薬品使用率は2021年度以降は、目標の80%を達成している。 ・年代別では10代未満と45～49歳、65歳以降が使用率80%に届いていない。 ・多くの年齢層で切替可能数量が一定数以上ある。	→	・既存の対策は改善をしつつ維持とする。 ・未成年の被扶養者へは、既存のポピュレーションアプローチでの対処とする。 ・全加入者を対象に切替可能薬剤の情報提供を強化する。

基本的な考え方（任意）
-

特定健診・特定保健指導の事業計画　【第3期データヘルス計画書　STEP3から自動反映】

1 事業名　**事業主との連携強化による健康診断受診率の向上**　　対応する健康課題番号　**No.1 , No.2**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：18～74, 対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

事業主・健診代行業者・健保組合の連携強化により健康診断受診率の向上を目指すと共に、効果的な保健事業の実施に向けた職場環境の整備を図る。

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標	アウトカム指標						
	特定保健指導の対象者数	130 人	132 人	134 人	136 人	138 人	140 人
	アウトプット指標						
	特定健診受診率	81.0 %	82.0 %	83.0 %	84.0 %	87.0 %	90.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
被保険者への受診勧奨策 ・事業主を通じたコラボヘルスによる受診勧奨 被扶養者への受診率向上策 ・被扶養者用の受診勧奨パンフレットの制作、ハガキの送付など	被保険者への受診勧奨策 ・事業主を通じたコラボヘルスによる受診勧奨 被扶養者への受診率向上策 ・被扶養者用の受診勧奨パンフレットの制作、ハガキの送付など	被保険者への受診勧奨策 ・事業主を通じたコラボヘルスによる受診勧奨 被扶養者への受診率向上策 ・被扶養者用の受診勧奨パンフレットの制作、ハガキの送付など ・被扶養者に対する外部巡回健診の導入
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
被保険者への受診勧奨策 ・コラボヘルスによる受診勧奨を継続しながらも、健診代行業者に管理・運営を委託し90%以上の受診率達成を目指す。 被扶養者への受診率向上策 ・被扶養者用の受診勧奨パンフレットの制作、ハガキの送付など ・被扶養者に対する外部巡回健診の導入	被保険者・被扶養者への受診勧奨策 ・健診代行業者にすべての事業所の特定健診業務を委託すると共に、被扶養者についても受診勧奨の実施を依頼する。	特定健診と特定保健指導の運営を外部委託業者に一括委託し、無駄の無い効率的な運営を目指す。

2 事業名 健康情報の発信と情報提供による健康意識の高揚

対応する健康課題番号: No.3 , No.4

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：18～74, 対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

加入者に対して健康情報の発信を適時行なうことで健康意識の高揚を図ると共に、医療費に係る各種通知の発送により医療費削減に対する意識を高めてもらう。
また育児情報冊子の送付による育児支援を継続する。

評価指標

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
情報の発信・提供により「加入者への意識づけ」がどこまで進んだかについてのアウトカム指標は、個別の事業において設定する。 (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	**R6年度**	**R7年度**	**R8年度**	**R9年度**	**R10年度**	**R11年度**
健康関連情報発信回数（育児情報冊子の送付を除く）	4 回	6 回	8 回	10 回	12 回	12 回

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付	組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付	組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・10代以下の被扶養者向けに保護者を通じた適切な受診行動を促す情報提供 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・10代以下の被扶養者向けに保護者を通じた適切な受診行動を促す情報提供 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付	組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・10代以下の被扶養者向けに保護者を通じた適切な受診行動を促す情報提供 ・かかりつけ医による適切な受診の推奨 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付	組合のホームページや事業所の広報システムを利用した健康情報の発信と送付物（通知や冊子）による情報提供 ・生活習慣病予防に関する情報提供や教育 ・10代以下の被扶養者向けに保護者を通じた適切な受診行動を促す情報提供 ・かかりつけ医による適切な受診の推奨 ・医療費通知送付による医療費総額の送付 ・後発医薬品差額通知送付による薬剤費低減の促進 ・育児情報冊子の送付による育児支援 ・被扶養者への健診受診勧奨通知の送付

3 事業名 特定健診事業

対応する健康課題番号: No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：加入者全員
方法	対象者の抽出 受診参加の促進
体制	事業主・健診機関との連携体制の構築 運営マニュアルの整備

事業目標

特定健診受診率を向上させることで特定保健指導対象者を漏れなくあぶり出し、保健指導に繋げることで生活習慣病リスクの軽減を図る。

評価指標

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導対象者数	130 人	132 人	134 人	136 人	138 人	140 人
アウトプット指標	**R6年度**	**R7年度**	**R8年度**	**R9年度**	**R10年度**	**R11年度**
特定健診受診率	81.0 %	82.0 %	83.0 %	84.0 %	87.0 %	90.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所ごとの受診及び受診予約率を定期的に把握し、進捗を管理する。年度内での受診を励行させるため、毎年12月末までに予約を完了するよう事業主の上長を通じた受診勧奨を行なう。	事業所ごとの受診及び受診予約率を定期的に把握し、進捗を管理する。年度内での受診を励行させるため、毎年12月末までに予約を完了するよう事業主の上長を通じた受診勧奨を行なう。	事業所ごとの受診及び受診予約率を定期的に把握し、進捗を管理する。年度内での受診を励行させるため、毎年12月末までに予約を完了するよう事業主の上長を通じた受診勧奨を行なう。
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
事業所ごとの受診及び受診予約率を定期的に把握し、進捗を管理する。年度内での受診を励行させるため、毎年12月末までに予約を完了するよう事業主の上長を通じた受診勧奨を行なう。	健診代行業者にすべての事業所の特定健診業務を委託すると共に、被扶養者についても受診勧奨の実施を依頼する。	特定健診と特定保健指導の運営を外部委託業者に一括委託し、無駄の無い効率的な運営を目指す。

4 事業名 **特定保健指導事業**　　対応する健康課題番号 **No.2**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：基準該当者
方法	対象者の抽出（優先順位づけ） 参加の促進（外部委託業者との連動）
体制	データの整備（経年の健診データ・保健指導データ） 運営マニュアルの整備（外部委託業者との連携）

事業目標

特定保健指導の実施率を上げることで、保健指導対象者割合の減少を目指す。

	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
評価指標	特定保健指導対象者数	130 人	132 人	134 人	136 人	138 人	140 人
	特定保健指導対象者割合の減少	10.0 %	9.9 %	9.8 %	9.7 %	9.3 %	9.0 %
	リピーター割合の減少	45.0 %	44.0 %	43.0 %	42.0 %	41.0 %	40.0 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	60.0 %	61.4 %	64.2 %	66.2 %	68.1 %	70.0 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
外部委託業者との連携を深めると共に事業所とのコラボヘルス体制を維持・強化し、高い水準の実施率を継続させる。	外部委託業者との連携を深めると共に事業所とのコラボヘルス体制を維持・強化し、高い水準の実施率を継続させる。	外部委託業者との連携を深めると共に事業所とのコラボヘルス体制を維持・強化し、高い水準の実施率を継続させる。
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
外部委託業者との連携を深めると共に事業所とのコラボヘルス体制を維持・強化し、高い水準の実施率を継続させる。	外部委託業者との連携を深めると共に事業所とのコラボヘルス体制を維持・強化し、高い水準の実施率を継続させる。	特定健診受診管理と特定保健指導実施管理の一元化を行なうことで、費用面も含め事業の効率化を図る。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	1,296 ／ 1,600 ＝ 81.0 %	1,333 ／ 1,625 ＝ 82.0 %	1,370 ／ 1,650 ＝ 83.0 %	1,407 ／ 1,675 ＝ 84.0 %	1,479 ／ 1,700 ＝ 87.0 %	1,553 ／ 1,725 ＝ 90.0 %
		被保険者	1,256 ／ 1,400 ＝ 89.7 %	1,282 ／ 1,420 ＝ 90.3 %	1,307 ／ 1,440 ＝ 90.8 %	1,332 ／ 1,460 ＝ 91.2 %	1,391 ／ 1,480 ＝ 94.0 %	1,452 ／ 1,500 ＝ 96.8 %
		被扶養者 ※3	40 ／ 200 ＝ 20.0 %	51 ／ 205 ＝ 24.9 %	63 ／ 210 ＝ 30.0 %	75 ／ 215 ＝ 34.9 %	88 ／ 220 ＝ 40.0 %	101 ／ 225 ＝ 44.9 %
	実績値※1	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被保険者	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被扶養者 ※3	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	78 ／ 130 ＝ 60.0 %	81 ／ 132 ＝ 61.4 %	86 ／ 134 ＝ 64.2 %	90 ／ 136 ＝ 66.2 %	94 ／ 138 ＝ 68.1 %	98 ／ 140 ＝ 70.0 %
		動機付け支援	30 ／ 50 ＝ 60.0 %	31 ／ 51 ＝ 60.8 %	33 ／ 52 ＝ 63.5 %	35 ／ 53 ＝ 66.0 %	37 ／ 55 ＝ 67.3 %	40 ／ 57 ＝ 70.2 %
		積極的支援	48 ／ 80 ＝ 60.0 %	50 ／ 81 ＝ 61.7 %	53 ／ 82 ＝ 64.6 %	55 ／ 83 ＝ 66.3 %	57 ／ 83 ＝ 68.7 %	58 ／ 83 ＝ 69.9 %
	実績値※2	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		動機付け支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		積極的支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %

※１）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※２）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※３）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

・特定健診の実施に係る目標：令和11年度における特定健診の実施率を90.0%とする。（国の基本指針が示す参酌標準に即して設定）
・特定保健指導の実施に係る目標：令和11年度における特定保健指導の実施率を70.0%とする。（国の基本指針が示す参酌標準を参考とし、独自に設定）

特定健康診査等の実施方法（任意）

・実施場所：特定健診は、原則として事業所内における巡回健診、もしくは契約医療機関で集合健診を行ない、小規模な事業所や対象者の散在する事業所については、個々に受信させ、費用を補助する。
・実施項目：実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。
実施時期：実施時期は、通年とする。
・委託の有無：特定健診・特定保健指導ともに有
・受診方法：受信場所に記載の通り
・周知・案内方法：周知は、定期健診と併せ、事業所のイントラによる広報配信や人事部通達、健康保険組合発の送付物等で行なう。
・健診データの受領方法：国の定めるXML様式により、FD、CD等の媒体にて受領
・特定保健指導対象者の選出の方法：特定健診の結果でメタボリックシンドロームと判定された者のうち、目標率に沿って緊急度の高い者から優先的に行なう。

個人情報の保護

個人情報保護法の主旨に則り、厳正な管理を行なう。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、対象者に案内文を送付するとともに、当健康保険組合ホームページに掲載して行なう。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

進捗状況を踏まえて2024年度以降、見直し後の基準にて行なう。